

別 紙

## 新旧対照表

## 別紙

## 新旧対照表

改正後	改正前
<p>沖縄の特定中小企業者の経営革新設備に係るリース資産の使用状況等に関する明細書</p> <p>この明細書は、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5第4項の規定の適用を受けた青色申告者で沖縄の特定中小企業者が租税特別措置法施行令第5条の7第16項の規定の適用を受ける場合に記載します。</p> <p>この明細書は、措法第10条の5第4項の規定の適用を受けた年分及びその翌年以後（経営革新設備のリース契約期間内の日を含む年分で、当該経営革新設備の供用廃止年の翌年以後の各年分を除きます。）の各年分の確定申告書又は同法第11項の規定に基づく修正申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「各年分において控除した所得税額の特別控除額等の明細」の各欄には、前年までの年分について記載し、本年分については記載する必要はありません。</p> <p>(2) 「リース資産」の各欄には、前年までにおいて事業の用に供したリース資産（事業の用に供しなくなった年分後の年分を除きます。）について、沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表）、沖縄の特定中小企業者の経営革新設備に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書（付表）及び沖縄の特定中小企業者が経営革新設備を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書の記載に準じてその明細を記載します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第10条の5</p>	<p>沖縄の特定中小企業者の経営革新設備に係るリース資産の使用状況等に関する明細書</p> <p>この明細書は、租税特別措置法第10条の5第4項の規定の適用を受けた青色申告者で沖縄の特定中小企業者が租税特別措置法施行令第5条の7第16項の規定の適用を受ける場合に記載します。</p> <p>この明細書は、租税特別措置法第10条の5第4項の規定の適用を受けた年分及びその翌年以後（経営革新設備のリース契約期間内の日を含む年分で、当該経営革新設備の供用廃止年の翌年以後の各年分を除きます。）の各年分の確定申告書又は同法第11項の規定に基づく修正申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「各年分において控除した所得税額の特別控除額等の明細」の各欄には、前年までの年分について記載し、本年分については記載する必要はありません。</p> <p>(2) 「リース資産」の各欄には、前年までにおいて事業の用に供したリース資産（事業の用に供しなくなった年分後の年分を除きます。）について、沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表）、沖縄の特定中小企業者の経営革新設備に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書（付表）及び沖縄の特定中小企業者が経営革新設備を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書の記載に準じてその明細を記載します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第10条の5</p>